

商品類型 No.120 「紙製の印刷物 Version2.0 (認定基準公開案)」への意見と回答

No.	意見箇所	意見内容	回答
1	<p>基準</p> <p>4. 認定の基準と証明方法(4)</p> <p>解説</p> <p>F-9(その他の環境負荷)</p>	<p>印刷物に使用される加工資材について、「古紙リサイクル適性ランクリスト」Aランクまでを使用範囲としたことは、上級紙へのリサイクル推進という目的を達成する上では、極めて妥当な処置である。しかし、「古紙リサイクル適性ランクリスト」Bランクに該当する資材が、上級紙へのリサイクルには阻害するものの、板紙へのリサイクルには阻害要因にはならず、古紙リサイクル全般で考えれば、環境保全に貢献していることも明白な事実である。</p> <p>一例ではあるが、「古紙リサイクル適性ランクリスト」のBランクに該当する資材(大分類「加工資材」、小分類「表面加工」、印刷用資材「箔押し」)を使用して、エコマーク認定を受けている商品も存在する。</p> <p>今回の見直しにより、「古紙リサイクル適性ランクリスト」Aランクに該当しない資材については、エコマーク認定を受けることができないため、環境保全には役立たない資材との誤解に繋がり、エコマーク普及に逆行しないか危惧している。</p> <p>上級紙のリサイクル率を高めるために「古紙リサイクル適性ランクリスト」Aランクに該当する資材を使用範囲とすることについて、異議を唱えるつもりはないが、「古紙リサイクル適性ランクリスト」Bランクに該当する資材についても環境保全に有益であることを補足する必要がある。</p> <p>資源枯渇のリスクを抱える環境社会において、古紙リサイクルの推進は極めて重要との立場からも、「古紙リサイクル適性ランクリスト」Bランク資材に関しては、必要な試験を行い、それがクリアされれば、エコマーク事務局の審議の上、エコマーク認定が受けられるということを追記する必要がある。具体的には、「紙製の印刷物Version2.0」認定基準案の3/12頁(4)及び解説の6/9頁への補足である。</p>	<p>「古紙リサイクル適性ランクリスト/Aランク」の採用は、ご意見のとおり、印刷物を「板紙」ではなく、「紙」へリサイクルさせたいという趣旨です。</p> <p>古紙リサイクルにおいて、「板紙」へのリサイクルは十分進んでいると考えられますので、本基準では、「紙」へのリサイクルをできる限り推進したいと考えております。これは、板紙へのリサイクルを否定するものではありません。</p> <p>本基準の趣旨がわかりやすいように、「1. 認定基準制定の目的」部分及び解説該当部分へ追記しました。</p>
2	<p>同上</p> <p>同上</p>	<p>印刷物に使用される加工資材については、「古紙リサイクル適性ランクリスト」のAランクまでが使用範囲内であり、光沢ラミネート(PP貼り)はBランクのため使用範囲外となっている。しかし、光沢ラミネート(PP貼り)は長期保存の観点から環境配慮された加工方法である。</p> <p>紙製印刷物にフィルムを貼ることによって強度が増し、『長期使用・長期保存』が可能となるため、PP貼りされた製品は環境配慮(資源保護)製品であり、エコマークの主旨とも合致していると考えます。また、PP貼りはVOCを発生させない加工方法でもある。</p> <p>今回の「紙製の印刷物Version2.0(認定基準案)」については、リサイクル性のみが重要視され、環境保全=資源保護を軽視されているように見受けられることについて一考を願う。</p>	<p>上記回答と同じ。</p>

意見総数：2 / 意見者数：2名